

## 介護保険負担限度額認定制度に関するQ & A 【2018年6月20日更新】

番号	大分類	中分類	Q & Aの見出し	ページ
1	制度	内容	制度について	3
2	制度	内容	軽減措置の内容	3
3	制度	対象	制度受ける条件	3
4	制度	世帯基準日	世帯基準日	3
5	制度	料金	非該当の場合の施設利用料	3
6	制度	広報	制度の周知方法	3
7	制度	その他	他の減額制度の変更	4
8	制度	その他	旧措置者への対応	4
9	申請	提出先	申請場所はどこか	4
10	申請	課税状況	サービス利用者以外の申請の必要性	4
11	申請	課税（非課税）証明書	課税状況の知り方	4
12	申請	課税（非課税）証明書	非課税証明書の必要な人	5
13	申請	課税（非課税）証明書	非課税証明書を出さなかった場合の対応	5
14	申請	課税（非課税）証明書	町田市外へ入所している場合の対応	5
15	申請	代筆	町田市へ転入してきた方	5
16	申請	代筆	申請の代筆	5
17	申請	代理申請	同意書の代筆	5
18	申請	代理申請	申請書の申請者（連絡先）	6
19	申請	代理申請	後見人の対応について	6
20	申請	代理申請	施設での取りまとめ	6
21	申請	申請支援	申請書の代理申請（CM、施設相談員）	6
22	申請	配偶者	申請手続きの支援（CM）	6
23	申請	配偶者	内縁に関して	6
24	申請	不備取扱	配偶者が行方不明、DV被害により避難の場合の記入時の注意点	7
25	申請	不備取扱	申請時の書類不備の取扱い	7
26	申請	マイナンバー	書類不備により手続きが遅れた場合の軽減措置を受け始められる時期	7
27	申請	マイナンバー	マイナンバー（個人番号）がわからない	7
28	所得	申請要件	通知カードもマイナンバーカードも添付できない	7
29	所得	世帯の考え方	所得要件とは	7
30	所得	世帯変更	世帯の範囲	8
31	所得	世帯変更	結婚等により世帯が変更になった	8
32	所得	未申告	配偶者と離婚や死別で、課税状況が変更になった	8
33	所得	非課税年金	未申告の相談	8
34	所得	条件	非課税年金の受給額がわからない	8

## 介護保険負担限度額認定制度に関するQ & A 【2018年6月20日更新】

番号	大分類	中分類	Q & Aの見出し	ページ
35	資産	条件	課税年金の受給額、合計所得金額がわからない	9
36	資産	条件	課税年金の受給額、合計所得金額がわからない	9
37	資産	条件	資産要件とは	9
38	資産	条件	資産要件を超えている場合の申請	9
39	資産	条件	相当とは	9
40	資産	市への申告	申請前に多額の預貯金を下ろした場合	9
41	資産	市への申告	資産が減って、資産要件以下になった場合	10
42	資産	市への申告	認定を受けている途中で、資産要件を超えた場合	10
43	資産	添付資料	認定者死亡後に資産要件を越える金額があることが判明した場合	10
44	資産	添付書類	うっかりして、申告し忘れた資産があった場合	10
45	資産	添付資料	通帳以外の資産を証明できる書類がない場合	10
46	資産	添付資料	生活保護受給者の添付書類	10
47	資産	金・銀	株や信託などの資料	11
48	資産	生命保険	インターネットバンクの資料	11
49	資産	負債	金・銀などの時価評価額の計算	11
50	資産	負債	生命保険等はなぜ資産に入らないのか	11
51	資産	負債	負債を証明する資料	11
52	通帳	条件	自営業等による負債の取扱い	11
53	通帳	条件	借用書がない負債の証明	12
54	通帳	理由	通帳が複数ある場合	12
55	通帳	記帳	昨年度に通帳の写しを提出したが今年も必要か	12
56	通帳	記帳	記帳が直近2か月以内の理由	12
57	通帳	記帳	地方に銀行があり記帳ができない場合	12
58	通帳	記帳	残高証明も提出できない場合	12
59	通帳	記帳	全く使っていない通帳の取扱い	13
60	通帳	紛失	通帳の印字が1行しかない場合	13
61	通帳	返却	必要ない印字を見られたくない場合	13
62	同意書	理由	通帳を紛失している場合	13
63	同意書	理由	提出した添付資料の返却について	13
64	同意書	印鑑	同意書の記入理由	13
65	同意書	印鑑	昨年度も同意書を記入したが今年も必要か	14
66	同意書	印鑑	同意書の印鑑の種類	14
67	同意書	印鑑	同意書の印鑑は別々にすべきか	14

## 介護保険負担限度額認定制度に関するQ & A 【2018年6月20日更新】

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
1	制度	内容	制度を利用したいのですが、介護保険負担限度額認定とはどのような制度ですか。	⇒ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院に入所・入院・ショートステイをしている方の食費や滞在費を軽減する制度です。
2	制度	内容	介護保険負担限度額認定はどのような軽減がされるのですか。	⇒ 軽減できるものは食費と居住費になります。 軽減の段階区分は、町田市ホームページ「介護保険」>施設入所時の食費・居住費を軽減する制度に記載されていますので、ご確認ください。
3	制度	対象	介護保険負担限度額認定を受けるには、何か条件はありますか。	⇒ 対象者は、次の条件をすべて満たす方になります。 (1) 本人及びその配偶者（内縁関係も含む）が市民税非課税であること (2) 本人と住民票上、同一世帯である方が市民税非課税であること (3) 資産が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超えていないこと ※認定後、資産が上記金額を超えた場合、対象外となりますのでご連絡ください。
4	制度	世帯基準日	介護保険負担限度額認定制度における世帯基準はいつ時点のものになりますか。	⇒ 市へ申請を行った日になります。
5	制度	料金	非該当（第4段階）になった場合は、施設利用料はどのくらいになりますか。	⇒ 利用されている施設により、施設設定額が決められていますので、各施設へお問い合わせください。
6	制度	広報	町田市として、第2段階及び第3段階の条件に非課税年金も含まれることについて、周知等を行っているのか。	⇒ 施設やケアマネジャーへ資料を配布し、利用者へ制度改正の周知をお願いしています。また、利用者の結果通知に同封する文書にて制度概要を周知しています。

## 介護保険負担限度額認定制度に関するQ & A 【2018年6月20日更新】

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
7	制度	その他	介護保険負担限度額認定制度の特例減額措置制度や生計困難者に対する減免制度は変更はありませんか。	⇒ 負担段階を判断する所得要件において、本人の前年の年金収入金額＋その他の合計所得金額から【分離譲渡所得に係る特別控除額】を引いた額が80万円を超えるかを判断するように一部変更になりました。
8	制度	その他	旧措置者も今回の制度改正で、配偶者条件や資産要件が適用されますか。 ※旧措置者とは、介護保険法（平成12年施行）が制定される前から特別養護老人ホームに入所している方を指します。	⇒ 旧措置者の基準は、今までと変更ありません。
9	申請	提出先	介護保険負担限度額認定の申請をできる場所はどこですか。	⇒ 原則、町田市いきいき生活部介護保険課及び高齢者支援センターの窓口への持参又は町田市いきいき生活部介護保険課への郵送による受付を行っています。 ショートステイを除く施設入所者は、封筒に入れて施設にご提出ください。
10	申請	申請時期	現在、介護保険負担限度額認定を持っているが、介護保険施設へ入所・入院、ショートステイを利用していない場合については、申請をする必要がありますか。	⇒ 該当するサービスを利用していない場合は、急いで申請する必要はありません。申請した結果基準に該当した場合は、申請月の1日から軽減措置を受けることができるため、サービス利用を開始してからの申請で問題ありません。 ただし、月末や年末年始に申請する場合は、翌月申請にならないようご注意ください。
11	申請	課税状況	本人や配偶者の課税状況がわかりません。どのように知ることができますか。	⇒ 平成30年1月1日時点で町田市に住所を有していた場合は、町田市の市民税課で確認することができますので、確認をした上で申請してください。 その時点で町田市へ住所を有していなかった場合は、その時点で住所を有していた自治体へ問い合わせいただき、課税（非課税）証明書の発行を受け、市へその写しを申請書とともに提出してください。 問い合わせができるのは、本人、同居の家族又は後見人等になります。

## 介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A【2018年6月20日更新】

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
12	申請	課税（非課税）証明書	どのような場合に課税（非課税）証明書の写しを提出しなくてはいけないのですか。	⇒ 町田市に平成30年1月1日時点で住所を有していた方については必要ありません。平成30年度の課税（非課税）証明書の添付が必要な方は、次の方です。 ①平成30年1月2日以降に町田市へ転入された方（転入者） ②市外の施設へ入所・入院している方（住所地特例者） ③市外に配偶者が住所を有している方（この場合は配偶者の課税（非課税）証明書が必要）
13	申請	課税（非課税）証明書	課税（非課税）証明書の写しを提出しなかった場合は、何か問題がありますか。	⇒ 課税（非課税）証明書の写しの提出をお願いしている方で、提出が無かった方については、平成30年1月1日時点で住所を有していた自治体へ、町田市から課税状況の照会をさせていただきますので、通常の認定結果を出すよりも時間がかかりますので、ご理解ください。
14	申請	課税（非課税）証明書	町田市外の介護保険負担限度額認定制度が適用される施設へ入所・入院している場合は、通常の申請方法とは異なりますか。	⇒ 申請方法に違いはありませんが、平成30年1月1日時点で町田市外の施設へ入所・入院している場合は、その時点で住所を有している自治体から、課税（非課税）証明書の発行を受け、市へその写しを申請書とともに提出してください。
15	申請	課税（非課税）証明書	最近町田市へ転入してきましたが、通常の申請方法とは異なりますか。	⇒ 平成30年1月1日時点で町田市に住所を有していた場合は申請方法に違いはありません。その時点で町田市に住所を有していなかった場合は、その時点で住所を有していた自治体から、課税（非課税）証明書の発行を受け、市へその写しを申請書とともに提出してください。
16	申請	代筆	申請書・同意書は、必ず本人が記入する必要がありますか。	⇒ 申請書は、本人以外に配偶者等の親族が記入していただいてもかまいません。その場合は被保険者本人の代理申請者欄に、申請書を代筆した方の氏名等を記入してください。同意書を本人又は配偶者が署名できない場合は、代筆で、本人又は配偶者欄の直下に代筆、代理人（後見人）、氏名、続柄を記入し、捺印してください。
17	申請	代筆	同意書を代筆できる範囲について教えてください。	⇒ 基本的には本人の権限を代理する方であるため、後見人としています。後見人が就任しておらず、家族がその役割を果たしている場合は、家族でもかまいません。ただし、本人と続柄がわかる方（子どもや兄弟姉妹）が望ましく、その方が対応できない場合は、その配偶者でもかまいません。 優先順位 後見人＞4親等以内の親族※＞4親等以内の配偶者 ※4親等以内の親族は、配偶者、子ども、兄弟姉妹、孫、甥、姪

## 介護保険負担限度額認定制度に関するQ & A 【2018年6月20日更新】

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
18	申請	代理申請	申請書の「被保険者本人について」の欄について、5、6行目に書かれている代理申請者（連絡先）は、誰の名前を書けばいいんですか。	⇒ 5、6行目に書かれている代理申請者（連絡先）は、申請を代行する方の氏名、連絡先、本人との続柄を書いてください。
19	申請	代理申請	被保険者本人に配偶者はいるが、本人に後見人がついている。その場合に後見人として、どこまで対応することが望ましいですか。	⇒ 被保険者本人に後見人がついている場合であっても、申請要件が配偶者の資産や同意書を記入してもらうことになっています。そのため、後見人と配偶者が協力して対応していただく必要があります。
20	申請	代理申請	施設入所者の申請は、施設で取りまとめると連絡があった。施設に申請書や添付書類を渡す必要はありますか。	⇒ 町田市として、各施設へ施設入所者の申請のとりまとめをお願いしています。理由は、施設で軽減措置を受けている方の申請漏れがないかを確認するためです。マイナンバーを記入しているため、封筒に入れて施設にお渡しください。すでに申請書を市へ送付している場合は、施設には申請済であることをお伝えください。
21	申請	代理申請	本人に親族がおらず、本人自身で申請ができない場合は、施設相談員又は介護支援専門員（ケアマネジャー）が申請書・同意書の代筆（代理申請）を行っていいですか。	⇒ 本人の意思確認を取った上で了解が得られれば、代筆も可能とします。その際は添付書類の漏れがないように注意してください。代筆の際に不明な点がある場合は、町田市いきいき生活部介護保険課へご連絡ください。
22	申請	申請支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）は、申請手続きの支援をする必要はありますか。	⇒ 申請書手続きの支援を行うことはかまいませんが、添付書類のコピーを介護支援専門員（ケアマネジャー）が行うことはトラブルの原因になることが考えられます。ただし、親族がおらずに、本人がどうしても添付書類のコピーを取ることができない場合は、町田市いきいき生活部介護保険課へご連絡ください。
23	申請	配偶者	婚姻関係のない内縁関係や離婚しながら同居し夫婦生活を営んでいる場合は、介護保険負担限度額認定の申請時の配偶者として取り扱いますか。	⇒ 内縁関係も含め、事実上、婚姻関係と同様の状態であれば、配偶者とみなしますので、申請書の配偶者欄には記入をしてください。

## 介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A【2018年6月20日更新】

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
24	申請	配偶者	本人の配偶者が行方不明になっている場合やDV被害により配偶者から避難している場合は、配偶者欄を記入しなくてもいいですか。	⇒ いかなる理由がある場合であっても配偶者がいる場合は、記入してください。 ただし、左記のような事情がある場合は、その旨がわかる書類を添付してください（書式は自由です）。行方不明の場合は、捜索願出証明で判断しますので、警察署から証明を受けてください。 なお、同意書の配偶者欄については、左記理由による場合は記入不要です。
25	申請	不備取扱	介護保険負担限度額認定の申請時に書類不備等があった場合は、どのように取り扱われますか。	⇒ 市では申請書の提出があった後、書類不備等が発覚した場合は申請を保留扱いとします。そのため、書類不備等が解消された時点から認定事務を進めます。 書類不備を解消するため、市から連絡します。 ただし、市から連絡をして1か月以上経っても、修正されない場合は、申請書を返却させていただきます。
26	申請	不備取扱	介護保険負担限度額認定の申請時に書類不備等があった場合で、保留扱いとなった場合に、いつから軽減措置を受けられますか。	⇒ 保留扱いとなった申請書については、添付書類等が整った時点で、申請内容に基づき認定事務を行います。その結果、介護保険負担限度額認定の基準に該当する場合は、不備が解消された月ではなく、申請月の1日から軽減措置が受けられます。
27	申請	マイナンバー	マイナンバー（個人番号）がわからないので、申請書の個人番号欄に記載できません。それでも申請できますか。	⇒ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、原則、マイナンバーを記載する必要があります。 窓口申請時には、マイナンバー確認書類、身元確認書類の2点を提示してください。郵送申請時には、この写しを同封していただく必要があります。 認知症等によりマイナンバー確認書類を紛失して再発行ができないなど、特別な事情がある場合は、この限りではございません。
28	申請	マイナンバー	任意代理人（使者）として申請するのですが、本人の通知カードまたはマイナンバーカードの写しを添付できません。それでも申請できますか。	⇒ 被保険者の方のマイナンバー確認書類の代わりに介護保険被保険者証と、代理人の方の身元確認書類の2点を提示してください。 郵送の場合は2点の写しを同封してください。 認知症等によりマイナンバー確認書類を紛失して再発行ができないなど、特別な事情がある場合は、被保険者の身元確認書類と、代理人の方の身元確認書類の2点を提示してください。 郵送の場合は2点の写しを同封してください。
29	所得	申請要件	介護保険負担限度額認定の所得要件とはどのようなものですか。	⇒ 所得要件は、本人、本人が属する住民票上の世帯員、配偶者が非課税であることが条件となっています。

## 介護保険負担限度額認定制度に関するQ & A 【2018年6月20日更新】

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
30	所得	世帯の考え方	同一住居（同一敷地内の別宅）に世帯を別とする親族がいる場合は、課税者がいる世帯として取り扱われますか。	⇒ あくまで、住民票上の同一世帯内に課税者がいるかどうかで判定しますので、世帯を別とする親族は、判定をする際の対象とはなりません。ただし、配偶者に関してのみ、世帯を別にしている場合でも対象となりますので、ご注意ください。
31	所得	世帯変更	現在、介護保険負担限度額認定を持っている方が、結婚等により課税世帯になった場合は、申し出る必要はありますか。	⇒ 介護保険負担限度額認定の所得要件は、世帯が課税であるかで判定します。世帯状況に変更が生じた場合は、町田市いきいき生活部介護保険課まで申し出てください。
32	所得	世帯変更	市民税課税の配偶者がいたために、介護保険負担限度額認定が非該当となりましたが、配偶者が死亡した場合や配偶者と離婚した場合は、再度申請すれば対象となりますか。	⇒ 申請時現在で、本人及び同居の世帯員全員が非課税であり、資産要件に該当している場合は対象となります。軽減措置を受けられるのは申請月の1日時点からになります。
33	所得	未申告	収入申告をしていないため、未申告となっています。その場合であっても申請することはできますか。	⇒ 未申告の場合は、介護保険負担限度額認定の判定が、正しくできない場合がございますので、町田市役所2階にある市民税課へ申告をお願いします。その後、負担限度額認定の申請をしてください。
34	所得	非課税年金	非課税年金の受給額がわからないので、年額80万円を超えるか超えないかわかりません。	⇒ お支払いを受けている年金事務所に確認してください。本人の前年の年金収入金額+その他の合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円以下と申請し、第2段階と決定された後に80万円を超えていたと判った場合、第2段階と第3段階の差額のお支払いをお願いすることがございます。



## 介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A【2018年6月20日更新】

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
35	所得	条件	課税年金の受給額、合計所得金額がわからないので、年額80万円を超えるか超えないかわかりません。	⇒ 介護保険料決定通知書又は課税（非課税）証明書を確認してください。本人の前年の年金収入金額+その他の合計所得金額-分離譲渡所得に係る特別控除額が80万円以下と申請し、第2段階と決定された後に80万円を超えていたと判った場合、第2段階と第3段階の差額のお支払いをお願いすることがございます。
36	所得	条件	調べても課税（非課税）年金の受給額、合計所得金額等がわからなかったので年額80万円を超えるか超えないかわからず、申請書に○を付けられません。	⇒ 全くわからないのであれば空欄で構いません。お調べさせていただきます。
37	資産	条件	介護保険負担限度額認定の資産要件とはどのようなものですか。	⇒ 資産要件は、預貯金等が単身で1,000万円（相当）、夫婦で2,000万円（相当）を超える方としています。対象となる資産の範囲は、預貯金のほか、現金、有価証券、投資信託、金・銀などになります。基本的には金額が把握できるものです。ただし、貴金属の装飾物として使われているものは対象となりません。また、個人の借入金などの証明書がある負債も資産要件に含まれます。
38	資産	条件	資産要件の基準にある単身で1,000万円、夫婦2,000万円を超える預貯金を持っていますが、申請する必要はありますか。	⇒ 申請しても、非該当（第4段階）となりますので、申請をする必要はございません。ただし、資産が減り、資産要件を下回る場合が生じた場合は、所得要件が該当する場合に、申請していただければ、軽減措置を受けられます。
39	資産	条件	1,000万円（相当）の相当とはどのような意味ですか。	⇒ 基本的には、有価証券や投資信託、金・銀など、その価値が現金とほとんど同等の価値があるという意味で、相当という表現を使っています。
40	資産	条件	資産要件の基準にある単身で1,000万円、夫婦2,000万円以下になるよう預貯金を下ろした場合は、どうなりますか。	⇒ 預貯金額が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下になるよう預貯金を下ろした場合であっても、今回の資産要件には、現金が含まれるため、非該当になります。仮に目的も無く、基準に該当するよう預貯金を下ろして軽減措置を受けた場合は、町田市で事実を把握できた時点で、軽減措置を行った金額とその2倍の金額を返還していただくことがあります。

## 介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A【2018年6月20日更新】

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
41	資産	条件	申請日時点では資産要件により介護保険負担限度額認定の対象外であったが、資産が減少し、資産要件に該当するようになった場合は、再度申請すれば対象となりますか。	⇒ 対象となりますが、軽減措置を受けられるのは再申請をした申請月の1日時点になります。最初に申請した申請日までは遡って適用はしません。
42	資産	市への申告	介護保険負担限度額認定を受け、有効期間中に相続や結婚等により資産要件を超えた場合は、対象外となりますか。	⇒ 資産状況が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合は、介護保険負担限度額認定の対象要件に該当しなくなるため、再度通帳等の提出を行ってください。該当しなくなった場合は、申告月の翌月から介護保険負担限度額認定の対象外となります。
43	資産	市への申告	被保険者本人が死亡した後、本人の財産が資産要件を越える金額があることが判明しました。その場合は、軽減措置を受けた金額を返還する必要はありますか。	⇒ 死亡後に判明した場合は、町田市いきいき生活部介護保険課給付係にご相談ください。
44	資産	市への申告	うっかりして、申告し忘れた資産があった場合、どうすればいいですか。	⇒ 資産状況を証明する書類を市まで提出してください。提出していただいた申請書の金額に追加させていただきます。資産状況が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合は、申し出のあった月の翌月から第4段階（非該当）に変更となります。
45	資産	添付資料	通帳以外の資産を証明できる書類がない場合は、通帳の写しだけ提出すればいいですか。	⇒ 資産が預貯金のみであればかまいませんが、それ以外の資産がある場合は、証明書がない場合であっても申請書の合計額に、預貯金とその概算額を加えた金額を記入してください。
46	資産	添付書類	生活保護を受給している場合においても、添付書類は必要ですか。	⇒ 生活保護を受給している場合であっても、原則添付書類は提出してください。

## 介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A【2018年6月20日更新】

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
47	資産	添付資料	株や信託など、日々価格が変動するものは、いつ時点の、どのような資料を提出すればいいですか。	⇒ 預貯金と同様に、申請日から直近2か月以内の資料が必要になります。資料としてはインターネットの取引などに関するページを印刷して提出してください。
48	資産	添付資料	インターネットバンクに預金している場合は、通帳の写しを取ることができませんが、どのような書類を添付すればいいですか。	⇒ 預金しているインターネットバンクへ残高証明の発行を依頼するか、インターネットで預貯金が表示されているページを印刷して提出してください。
49	資産	金・銀	金・銀などの時価評価額について、どのような計算をすればいいですか。	⇒ 所有している金・銀などの重さに、申請時の金・銀などの取引金額を乗じた金額として計算してください。
50	資産	生命保険	資産要件の資産として含まれないものとして生命保険等と書かれているが、個人年金、学資保険は資産として勘案されますか。	⇒ 貯蓄性のあるものではありませんが、保障的な意味合いがあるため、資産要件の対象に含まれません。
51	資産	負債	負債を確認するための資料とはどのようなものですか。	⇒ 負債額を確認できる資料としては、借用書の写しなどになります。借用書の写し以外に、貸付額、返済期日、署名が書かれ、捺印されている書類など、借用書ではないものも負債として認められる場合があります。
52	資産	負債	自営業等による本人又は配偶者名義の借入金も負債額として認めてもらえますか。	⇒ 自営業等の借入金は負債として認めません。

## 介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A【2018年6月20日更新】

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
53	資産	負債	カードローンなど、借用书がないものについては、どのような書類を添付したらいいですか。	⇒ カードローンの会社に負債額の証明書を発行してもらえようなら、その書類を添付してください。 証明書が発行してもらえない場合、銀行のカードローンであれば、利用明細書と通帳の写しの銀行名、支店名、口座番号、名義人が一致している場合は、認められる可能性があります。
54	通帳	条件	通帳が複数ある場合は、すべての通帳のコピーが必要になりますか。	⇒ すべての通帳のコピーが必要になります。
55	通帳	条件	昨年度に通帳のコピーは提出したが、今回も必要なのか。	⇒ 年度ごとに判定が必要ですので、添付をお願いします。
56	通帳	理由	通帳の印字が、直近2か月以内ではない場合は、記帳しなくてははいけないですか。その理由を教えてください。	⇒ 必ず記帳をお願いします。 理由としては、年金支給が通常2か月ごとにあるので、収入や資産の状況を把握するために必要な期間であると考えられるためです。
57	通帳	記帳	通帳をすべて提出することになっているが、地方にある銀行で2か月以内の記帳ができない場合はどうしたらいいですか。	⇒ その通帳の口座は現在も出入金があるか確認してください。出入金がある口座である場合は、残高証明の発行が可能か銀行に問い合わせてください。
58	通帳	記帳	銀行が近くにないため記帳ができません。また、銀行から残高証明を提出することができません。何か他の方法はございませんか。	⇒ 以下の条件が整っている場合は提出を可能とします。 ①2か月以前の記帳で、年金が振り込まれている部分は記載されている。 ②2か月以内にコンビニ等のATMで発行されるご利用明細の残高が記載されているものがある。 この場合についてのみ、通帳の銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるページとあわせて、①と②を提出してください。

## 介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A【2018年6月20日更新】

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
59	通帳	記帳	出入金が全くない通帳があるのですが、その場合の通帳も提出が必要ですか。また、その通帳は記帳ができないのですが、どうしたらいいですか。	⇒ 長期間出入金がない口座であっても提出は必要です。また、出入金がないことが確実であれば、2か月以前の記帳でもかまいません。
60	通帳	記帳	通帳のコピーについて、2か月以内の日付で印字がされていれば、印字されている行が1行のみでも大丈夫ですか。	⇒ そのような場合は、年金が振り込まれている口座か判断ができないため、前のページもコピーしてください。
61	通帳	記帳	通帳のコピーについて、印字を見られたくない。残高のみがわかるように消しているいいですか。(マスキングは可能か)	⇒ 日付、残高、年金収入の振込み状況がわかれば、他の印字は消していただいてもかまいません。銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるページは金融機関へ照会する際に必要となる資料となるため、印字は消さないでください。なお、多額の現金を引き出している場合は、確認させていただく場合がございます。
62	通帳	紛失	通帳を紛失しているため、通帳のコピーを出せません。どのようにしたらいいですか。	⇒ 通帳の再発行をしていただくか、残高証明を添付してください。
63	通帳	返却	通帳等のコピーの資産状況を証明する書類について、市で確認した後、返却してほしい。	⇒ 資産状況を証明する資料を提出する理由は、介護保険法施行規則第86条の6第2項に基づいて提出することが、申請する条件となっています。また、提出された資料は、市で適正な手続きを行った根拠として申請書とともに保存しておく必要があるため、返却することはできません。保存に関しては、厳重に保管させていただきますので、ご理解ください。
64	同意書	理由	どうして同意書を記入しなくてはならないのですか。	⇒ 2015年度の介護保険負担限度額認定制度の改正に伴い、資産要件が追加され、制度の適正な運用を行うことが求められています。そのため、申請内容について、介護保険法第203条に基づき、金融機関等へ預金額の照会を行う場合があるため、すべての方へ一律に同意書を記入していただきます。

## 介護保険負担限度額認定制度に関するQ & A 【2018年6月20日更新】

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
65	同意書	理由	昨年度に同意書は書いたが、今回も記入しなくてはならないのですか。	⇒ 申請に必要なもののため、記入をお願いします。
66	同意書	印鑑	同意書の印鑑は、銀行の届出印の必要はありますか。	⇒ 同意書は認印で問題ありません。
67	同意書	印鑑	本人と配偶者が同じ印鑑を使用しているが、違うものを捺印する必要がありますか。	⇒ 同一の印鑑を使用している場合は同一の印鑑でもかまいません。